

平成 29 年度 SASスクリーニング検査助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額
平成 29 年度 50 万円
2. 助成対象
県内事業所に在籍する運転者を雇用している会員事業者とする。
3. 助成対象検査・医療機関（検査費用）及び助成対象検査内容
 - ◆助成対象検査・医療機関は以下の全ト協指定の 3 機関とする。
 - ①NPO 法人睡眠健康研究所（5,100 円／1 名）
 - ②NPO 法人ヘルスケアネットワーク（5,000 円／1 名）
 - ③(一財)運輸・交通 SAS 対策支援センター（5,140 円／1 名）
 - ◆助成対象検査内容は健康保険適用外である以下の検査とする。
 - 第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
 - 第二次検査（パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査）
4. 助成額
5,000 円／1 名（※県ト協 2,500 円＋全ト協 2,500 円）
5. 助成人数
事業者の保有車両数の 1.2 倍までの人数とする。（※但し、上限は 50 名）
6. 実施期間等
申請受付期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 5 日までとする。
期間中に簡易検査、支払い等が全て完了し助成金申請書が提出できること。
※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。
7. 交付要綱
「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金交付要綱」のとおり

トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金交付要綱

平成17年11月8日制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人徳島県トラック協会(以下「徳ト協」という)が、会員事業者に雇用されている運転者・荷扱手等(以下「運転者等」という)に対する睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という)のスクリーニング検査を促進するための助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、徳ト協会員事業者に雇用されている運転者等とする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という)、及び徳ト協が指定するSAS対策に積極的に取り組んでいる検査・医療機関とする。

2 検査・医療機関の追加、取消し等については随時、徳ト協広報誌(とくしまトラック情報)に掲載するものとする。

なお、全ト協及び徳ト協が指定する検査・医療機関が、個人情報保護法を厳守の上、データの集計を行ない、その結果に基づいて公衆衛生上有益な研究発表を行なうことを認めることとする。

(助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)および第二次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)とする。

(助成額)

第5条 助成額は全ト協の助成額と合計して、次のとおりとする。

- 1 第一次検査費用。【上限 1,000円/人(徳ト協500円、全ト協500円)】
- 2 第二次検査費用。【上限 4,000円/人(徳ト協2,000円、全ト協2,000円)】
但し、徳ト協助成金は、原則として受付順とし、予算額に達した時点で終了する。

また、全ト協分については受付順とし、予算額に達した時点で終了する。

(申請受付等)

第6条 申請受付は随時行なう。

2 徳ト協は、助成限度額(予算)及び利用状況等を勘案し、会員事業者の申請受付を行う。

但し、1会員事業者当たり届出車両数×1.2を超えない範囲で申請受付を行うものとする。

(助成適否の事前確認)

第7条 会員事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に徳ト協の確認を得なければならない。

(検査の予約と申し込み)

第8条 会員事業者は、前条の確認を得た後、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書(様式1)」(以下「申込書」という)を、徳ト協会長に提出する。

2 徳ト協が受理した後、申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約する。

3 徳ト協は、会員事業者より提出された「申込書」を「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込一覧(様式2)」にとりまとめ、全ト協及び会員事業者が予約した検査・医療機関に提出する。

(検査の受診)

第9条 会員事業者、申込者は、検査にあたり、「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状(様式3)」に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。

2 会員事業者は、申込者が「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状」の写しを求めたときは交付する。

3 「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状」の取扱いについては、検査・医療機関、会員事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき、目的外利用および紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

(助成金の請求)

第10条 検査終了後、会員事業者は速やかに徳ト協会長に「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書(様式4)」(以下「申請

書」という)を提出する。

2 会員事業者は、「申請書」提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第11条 徳ト協は、前条により請求された助成金について、第5条の助成額を、請求のあった月の翌月末までに会員事業者に対し交付する。

(その他)

第12条 本要綱に記載の無い事項については、その都度、徳ト協が定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成17年7月1日から適用する。

改正 第5条

平成25年3月11日(適用 平成25年4月1日)